議長定例記者会見(令和5年3月17日)

【報告】

それでは、まず初めに、第313回定例会の採決結果について御報告いたします。 知事提出議案82件のうち、議案69件を可決・同意・承認し、報告のみが13 件でした。

議員提出議案については、提出された6件のうち4件を可決し、2件が否決となりました。

請願については、受理された2件が不採択となり、陳情については、受理された 1件が不採択となりました。

私からは以上です。

【質問】

(記 者)

今任期最後の定例会ということで、議長の就任期間を振り返っての所感をお伺いします。

(三橋議長)

就任して2年、様々な経験をさせていただきました。

就任当初は、書面による活動、全国をリモートでつないでの活動が中心でしたが、徐々に直接全国の議長と会う機会を得ました。また、この2年続いた豪雨災害、高病原性鳥インフルエンザが多発するなど、災害等が数多く起きたことに対してその都度様々な形で対応させていただきました。

そして、就任して直後でしたが、北海道・北東北の縄文遺跡群の世界文化遺産登

録は、亀ヶ岡石器時代遺跡や田小屋野貝塚の直線距離で3キロ程度のところに生まれ育った私としては、議長としてその瞬間を三村知事と並んで登録を祝うことができたことが大変印象に残っているところです。

(記 者)

4年間の総括として、青森県議会基本条例は第3条に議会活動として、「議会に提出された議案の審議及び審査を行うほか、政策立案及び政策提言に取り組むこと。」とありますが、議員による政策条例の提案が2016年のがん対策推進条例以降、今任期も一つもありませんでした。また、同条例の第10条には「委員会は、議員相互間の討議を積極的に活用し、その機能を十分に発揮するように努めなければならない。」とされていますが、議員間討議は2015年当時議長が委員長を務められていた商工労働観光エネルギー委員会で行われて以降、今任期もありませんでした。積極性に欠けた4年間という見方もできますが、議長の所感をお伺いします。

(三橋議長)

自分自身、議員提案政策条例には数多く関わってきました。第一例目は直接関わっておりませんが、その後の中小企業振興基本条例であるとか稲わらの有効利用の促進及び焼却防止に関する条例、そして青森県がん対策推進条例についてもオブザーバーとして携わってきた中で、議員提案政策条例の重要性というものは誰よりも十分承知しています。

しかし、条例としてやるべき課題があったから、私どもが条例を政策提言し可決 したということであり、条例を作らなければいけないから、今任期中に何かしらや るというのは、少し違うと思っております。今の状況として、議員として政策提案 をする条例がなかった、若しくは煮詰まっていなかったという状況であったと認識 しております。 もう一つの、議員間討議については、当時やらせていただいた観光の政策について、テーマを決めて半年以上県内各地の視察、県外の視察を実施し、議員間討議に向けた共通認識を持ったうえで議論させていただいたという経緯があります。

同じ話を聞いて、同じものを見て議員で相互に議論するという重要性について、このときには大変有意義だったと思っています。それぞれ違うものを見て議論する時にどうしてもかみ合わないこともあるでしょうし、そういったことを考えたとき、一つの先例として私がやったような議員間討議ができればいいと思っています。各委員長の判断にもよりますが、改選後の県議会においてこういったことが可能かどうか、またより深めていけるかということについて、いろんな場面で発言していきたいと思っています。

(記 者)

2013年の議会基本条例施行から今年で10年となりますが、条例の実効性が問われると思いますが、県議選後に検証のようなことは必要とお考えでしょうか。

(三橋議長)

青森県議会基本条例第23条において見直し規定が定められておりますが、青森県中小企業基本条例では見直し規定をあえて入れなかった経緯があります。これは、その時代に変えなければならないときには、自ら出した条例でありますので、必要に応じて変えていくという思いがあり、議会基本条例についても同様の思いではありましたが、他県との例も含めて見直し規定を入れていくということにしました。これに関しては、自分自身が議会改革検討委員会の委員長をやっていた令和2年3月に「条例の検証・評価はいずれ必要と考えるが、まずは条例に基づいた議会改革の推進を議員・議会がより積極的に行うべきである。現時点では現行どおりとする。」という報告書を取りまとめた経緯があります。ですから、これは現時点におい

て状況が変わったということであれば、次の議会において必要性等についても議論 すべきものと考えますが、私の任期においては、この議会改革検討委員会の意見を 尊重させていただきたいと思います。

(記 者)

今任期中にできなかった、議員定数、区割りの変更の件について、改めて所感を お伺いします。

(三橋議長)

これに関しては、これまで申し上げてきたとおり県民への周知する時間がどうしても足りなかったというのが一番の原因でありまして、次のためだけの区割り、定数の変更ということではなく、これから先、様々な場面で本県における県議会の役割というものを見ていくときに、まだまだ周知する時間も取らなければならないし、議論すべき課題もあると思います。

今任期中に議論したことは、次の議長、また関連する委員長、そしてまた議会に対して私から橋渡ししていくという約束をしているので、しっかり伝えていきたいと思います。

(記 者)

議長就任されてから、定例会中はコロナ対策で議員が半分しか入場していなかったが、今定例会から全員入場でやったということで、制限せざるを得なかった定例会と今定例会との違いについて、所感を伺いたい。

(三橋議長)

本来、議場には定数48名であれば、私の席から47名の議員がそろっているの

が当たり前という思いがありました。県民の代表としてそれぞれの議員が多くの県民の信頼を得てその代表としての意見や疑問点を聞いているわけでありますが、そういう意味では多くの県民の代表が一堂に会しているということを重く受け止めておりますし、その半分しか出席していなかったからといって議論が半分の規模しかなかったというわけではなくて、制約が多い中で現行のルールの中でやるべきことをやったという思いであります。執行部も含め、全議員も入った今定例会が次の定例会につながるという思いを定例会中に強く感じたところです。